



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail [yr@yoshidaroumu.com](mailto:yr@yoshidaroumu.com)

## キャリアアップ助成金のご案内

### ●正規雇用等転換コース

就業規則または労働協約その他これに準じるものに規定した制度に基づき、有期契約労働者等を正規雇用労働者・多様な正社員等に転換または直接雇用した場合に助成。

**支給額** ( ) 内は大企業の額

①有期→正規：1人当たり60万円(45万円)

※**多様な正社員**とは、勤務地限定社員、職務限定社員および短時間正社員をいいます。

②有期→無期：1人当たり30万円(22.5万円)

③無期→正規：1人当たり30万円(22.5万円)

④有期→多様な正社員：1人当たり40万円(30万円)

⑤無期→多様な正社員：1人当たり10万円(7.5万円)

⑥多様な正社員→正規：1人当たり20万円(15万円)

〈①～⑥合わせて1年度1事業所当たり15人まで〉

※派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者または多様な正社員として直接雇用した場合に加算

・①③1人当たり30万円(大企業も同額) ④⑤15万円(大企業も同額)

※母子家庭の母等を転換・直接雇用した場合に助成額を加算

若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換・直接雇用した場合に加算

・いずれも①1人当たり10万円、②～⑥5万円(大企業も同額)

※勤務地限定社員・職務限定社員制度を新たに規定した場合に加算

・④⑤1事業所当たり10万円(7.5万円)

### 対象となる労働者

○次の①から④までのすべてに該当する労働者が対象です。

①次の(1)から(4)までのいずれかに該当する労働者であること。

(1)支給対象事業主に雇用される期間が通算して6ヶ月以上の有期契約労働者

(2)支給対象事業主に雇用される期間が6ヶ月以上の無期雇用労働者

(3)同一の業務について6ヶ月以上の期間継続して労働者派遣を受け入れている派遣先の事業所、その他派遣就業場所において当該同一の業務に従事している派遣労働者

(4)支給対象事業主が実施した有期実習型訓練を受講し、修了した有期契約労働者等

②次の(1)または(2)に該当する労働者であること。

(1)正規雇用労働者または多様な正社員として雇用することを約して雇入れられた有期契約労働者でないこと。

(2)多様な正社員から正規雇用労働者に転換された場合にあつては、正規雇用労働者として雇用することを約して雇入れられた有期契約労働者等または多様な正社員でないこと。

③次の(1)から(3)までのいずれかに該当する労働者でないこと。

(1)有期契約労働者等から正規雇用労働者または多様な正社員に転換または直接雇用される場合、当該転換日または直接雇用日の前日から過去3年以内に、当該事業主の事業所において正規雇用労働者または多様な正社員として雇用されたことがある者

(2) 無期雇用労働者に転換または直接雇用される場合、当該転換日または直接雇用日の前日から過去3年以内に、当該事業主の事業所において正規雇用労働者、多様な正社員または無期雇用労働者として雇用されたことがある者

(3) 多様な正社員から正規雇用労働者に転換される場合、当該転換日の前日から過去3年以内に当該事業主において正規雇用労働者として雇用されたことがある者

④ 転換または直接雇用を行った適用事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族以外の者であること。

⑤ 転換日または直接雇用日の前日から起算して1年6ヶ月前の日から当該転換日または直接雇用日の前日から起算して6ヶ月前の日までの間（以下「基準期間」という。）において、当該転換または直接雇用に係る者を次の(1)の雇用区分 a から c のいずれかにより雇用していた事業主との間において、次の(2)の定義 a または b のいずれかに該当する等、資本的、経済的、組織的関連性等から密接な関係にある事業主以外の事業主に雇用されている者であること。

#### (1) 雇用区分

a 正規雇用労働者に転換または直接雇用される場合

正規雇用労働者として雇用

b 多様な正社員に転換または直接雇用される場合

正規雇用労働者に転換または多様な正社員として雇用

c 無期雇用労働者に転換または直接雇用される場合

正規雇用労働者、多様な正社員または無期雇用労働者

#### (2) 定義

a 当該転換日または直接雇用日の前日から起算して6か月前の日において、他の事業主の総株主又は総社員の議決数の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社または子会社であること。

b 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であることまたは取締役を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

⑥ 短時間正社員に転換または直接雇用された場合にあっては、原則、転換または雇用後に所定労働時間または所定労働日数を超えた勤務をしていない者であること。

⑦ 支給申請日において転換または直接雇用後の雇用区分の状態で離職していない者であること。

#### 対象となる事業主

① 有期契約労働者を正規雇用労働者、または無期雇用労働者に転換する場合、および無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換する場合

② 派遣労働者を正規雇用労働者、または無期雇用労働者として直接雇用する場合

#### ①②ともに

- ・ 有期契約労働者等または派遣労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者に転換する制度を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定している事業主であること
  - ・ 雇用する有期契約労働者や、派遣労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者に転換、直接雇用した事業主あること
  - ・ 転換前・直接雇用前の基本給より5%以上昇給させた事業主であること
  - ・ 当該労働者を雇用保険被保険者・社会保険被保険者として適用している事業主であること等
- 他にも要件があります。

※ 今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせ下さい。